

請願第 3号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」採択についての請願

請願第 4号 食料自給率の向上を最優先した「農政改革」を求める請願

採択の討論

20番 森本典夫 議員（請願第3号及び請願第4号）

「請願2件に対する討論を行います。まず請願3号は「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」採択についての請願です。この法律の中身を精査すると、この法律は、国民の知る権利が大幅に制限され、国民の基本的人権が著しく侵害されるおそれが強いことが懸念されます。

また、先日の山陽新聞の社説にも「秘密保護法は世論の強い反対を押し切って与党が強引に成立させた。こんな状況で法施行を迎えることは、到底受け入れられない」と書かれていました。

審議の中で、委員から「この法案はできたばかりであり、まだ施行されてない」という理由で不採択ということを言われた委員もおられました。先ほどこの法律が国民の知る権利が大幅に制限され、国民の基本的人権が著しく侵害されるおそれが強いと話しました。そうだからこそ施行される前に、住民の声や市議会の意志として、住民の基本的人権を守る立場に立ち、この法律は廃止すべきであるということを示すことが大変大事なことだと考えます。したがってこの請願は採択すべきであると考えます。

次に請願第4号であります。請願第4号は、食料自給率の向上を最優先した「農政改革」を求める請願であります。自公政権は、「米の直接支払交付金を半減し、4年で廃止する」と言っております。まさに最悪の農業の担い手つぶしであります。その上、政府の責任を放棄する「生産調整」、いわゆる減反の廃止も言っておるわけであります。このままでは農村が維持できず、新たな耕作放棄地を生み出す危険もあります。これらの悪政を許さず、農家・農業を守るためにもこの請願は採択すべきであると考えます。以上です。」

12番 三輪順治 議員（請願第3号）

「請願第3号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」採択についての請願は、先ほどの委員長報告では不採択ということですが、私は不採択に対する反対の立場から討論をいたします。特定秘密保護法は、我が国が今日まで経験してきた、幾多の多くの歴史を深く考察しても、また、今日の国際情勢の動向を見ても、いずれの観点からもその立法

の必要性は考えられません。

我が国の平和憲法のもと、即ち、基本的人権の尊重と国民主権の基本に基づき、私たちの暮らしは、私たち自身の手で豊かにし、これを支え、また、守ってまいりました。

今日、国民に知る権利を保障する「情報公開法」のもと、我が国には、既に秘密の保護に関する諸制度、諸規定は多く存在してございます。例えば、国家公務員法や、自衛隊法、外務公務員法、地方公務員法等などであります。

特定機密保護法で対象となる「特定機密」とは、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロの防止の4分野についての「秘密」が該当するとされておりますけれども、施行を半年に控えた今でも、「具体的に何が秘密」なのかは明らかではありません。

今必要なことは、先に述べたとおり、国を守り、私たちの生活を守る義務を定めておる、多くの法律等の厳格な運用とあわせ、これらに携わる公務員等を律することを通し、世界の信頼を得る中で国際社会における応分の役割を果たすべきであり、この法律の立法過程でも明らかになったように、国民的な合意が不十分のまま、いわば、「形を整えたにすぎない」新たな法律の必要性はまったくありません。

国におかれては、今日の日本の文化と伝統、そして、日本人の心を大切に、「命を大事にする」政治を基本として、過去の過ちを再び繰り返すことのないよう、将来の国のかじ取りをしっかりと行っていただきたいと考えております。

以上の観点に加え、私の信ずる政治信条から、この法律の廃止を求める意見書は採択すべきであると考えます。以上でございます。」

14番 大 鳴 二 郎 議員（請願第3号）

「私は、この請願、特定秘密保護法の廃止を求める意見書について、採択すべきと考える立場で討論をいたします。

国は、法律のこの内容の審議過程が余りにも拙速であったと思われます。どこで秘密がつくられているかわからない。政府が秘密だと指定すれば4分野に関係するとすれば、いつ、どこでも秘密にしてしまうし、それを追及すれば、また難しい問題に発展するおそれがある。何よりも真実を堂々と追及できないというマインド、心が国民全体に広がることが一番の問題である。

また、今年12月の秘密保護法施行にあわせて特定秘密保護法の運用をチェックする情報監視審査会を新設する改正国会法がこの20日に採決によって成立したが、審査会の権限が弱いことであるし、また、政府が拒否すれば強制力もない。監視は名ばかりで指定秘

密の妥当性がチェックできるのか不安だけである。

また、この件も余りにも拙速であった。地方の声を政府・国は謙虚に聞いてほしい。なぜそんなに急ぐのか、問題点、疑問点がいっぱいである。よってこの請願は採択すべきと考えます。」

不採択の討論

18番 森下金三 議員（請願第3号及び請願第4号）

「請願第3号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」採択についての請願は、総務文教委員長の報告のとおり不採択に賛成であります。

防衛、外交、テロ、スパイ活動においては、当然秘密にしておかなければ国益を損なうことがあります。また、諸外国からの重要な情報が垂れ流しでは、その国とも信頼関係を失います。

国会において審議され、この法案が昨年12月に可決され、本年12月には施行される予定になっております。

情報監視審査会を衆参両院にそれぞれ設置されることになっており。その監視機能発揮に期待し、国民の不安を解消するよう審査会には働いていただきたい。

国民の知る権利が大幅に制限されるとは思わないし、また憲法第31条に反しているとは考えられない。

したがって、この請願第3号は不採択であります。

また、請願第4号につきましては、委員長報告のとおり不採択に賛成であります。

以上です。」